

マンション管理組合の皆様 災害時の発電設備、備えていますか？



補助上限：**60万円**まで(補助対象経費のうち1/2の額)

補助対象：非常用発電機、小型蓄電池、充電器、充電用ケーブル

申請方法：下記問合せにご連絡ください。

申込期限：令和3年11月1日まで

マンション管理組合

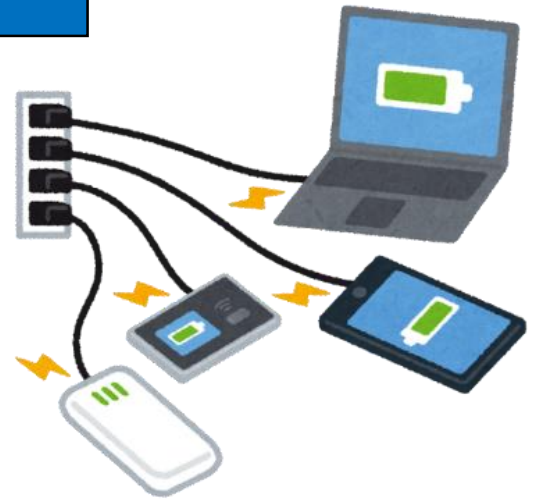
申請

1/2補助

板橋区

令和元年度の台風15号・19号では、電柱が倒れ停電が長く続き、住民の生活に著しく影響を及ぼしました。

過去の教訓から、板橋区ではマンション管理組合に対し、東京都の制度を活用し、非常用発電設備を整えるための補助金を交付することといたしました。内容をご覧いただいた上、申請の際は下記連絡先まで、一度ご相談ください。災害に強いマンションを作るために、是非本制度をご活用ください。



※注意※

- ・申請をする予定であっても、交付決定前に購入したものについては対象外です。
- ・燃料等の消耗品については対象外です。
- ・申請は1組織につき1回です。
- ・区予算の上限に達し次年度は締め切りとさせていただきます。
- ・申請をされる場合は必ず下記担当までご連絡ください。



申請のおおまかな流れについては裏面をご確認ください。

問合せ：板橋区危機管理部地域防災支援課地域支援係

TEL: 03-3579-2152 FAX: 03-3963-0150 メール: kk-chishien@city.itabashi.tokyo.jp

区HP二次元コード



申請のおおまかな流れ

マンション管理組合が区へ申込の相談

マンション管理組合が申請

区が交付決定

マンション管理組合が対象物品購入

マンション管理組合が実績報告を区に提出

区が実績報告について審査

区が補助金をマンション管理組合に交付